○国際連合兵力引き離し監視隊(U NDOF)に係る物資協力の実施 について

> (平成7年12月15日) 閣 議 決 定)

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)第25条第1項の規定に基づき、国際連合兵力引き離し監視隊(UNDOF)に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

## (別紙)

日本国政府は、平成7年度において、国際連合に対し、現在、 ゴラン高原で行われている国際連合兵力引き離し監視隊(UND OF)の活動に協力するために必要な

プレハブ資機材

1式

を無償で供与する。

(注) プレハブ資機材1式は、14名の要員の宿泊及び執務を可能 とする規模に相当するもの。

## 説明

- 1 現在、ゴラン高原においては、イスラエル国及びシリア・アラブ共和国の間の停戦監視及び両軍の兵力引き離し等に関する合意の履行状況の監視を任務とする国際連合兵力引き離し監視隊(UNDOF)が活動を行っている。
- 2 今般、国際連合からの要請を受け、我が国は、UNDOFにおける輸送等の後方支援分野の業務をカナダから引き継ぐこととしており、これに当たり、派遣する自衛隊の部隊等に一定の自己完結性を持たせるべく、自隊を支援する要員(14名)を加えて派遣することとしている。

このため、UNDOFとしては、上記14名の要員の生活・勤務 環境を整備する必要が生じ、国際連合から我が国に対し、プレハ ブ資機材の物資供与が要請されたところである。

3 なお、本件プレハブ資機材に要する費用は約1億6千万円となる見込みである。